

送迎保育利用にあたっての留意事項(令和7年度)

送迎保育利用にあたっては、以下の事項を守っていただくことになります。必ずお読みになり、確認したら□にチェックし同意書に署名をしてください。

1. 送迎を使えない時

- ☐ 指定保育所での行事等がある場合
- ☐ 日中に園内で体調不良(発熱、吐き気、嘔吐、頭痛、下痢など)や怪我が生じた場合
- ☐ 登園停止となるような感染症になった場合
- ☐ 慣れ保育期間
- ☐ 急な用事等で指定保育所の遅刻や早退をする場合
- ☐ 土曜、日曜、祝日、年末年始、指定保育所の休園日

2. 指定保育所からのお願い

- ☐ 指定保育所での行事や懇談会、個人面談などには参加してください。
- ☐ 指定保育所での保育内容等を確認するときは、指定保育所に直接問い合わせてください。
- ☐ 給食費等の金銭の授受は、指定保育所へ保護者が直接お持ちください。
- ☐ 服用しなければいけない薬がある場合は、連絡帳等で指定保育所とやり取りしてください。
- ☐ 保護者の仕事が休みの日は、保護者が指定保育所へ送迎を行ってください。また、月に1度は保護者が指定保育所へ送迎を行ってください。

3. 送迎保育ステーションからのお願い

- ☐ 送迎保育料、延長保育料、補助食代は、直接送迎保育ステーションにお支払いください。
- ☐ 保護者の勤務等の都合で、お迎えが午後6時30分を過ぎる場合は、必ず送迎保育ステーションに連絡をしてください。

4. 利用停止となる場合

- ☐ 送迎保育の利用条件に該当しなくなった場合(支給認定が求職活動や育児休業等に変更となり、保育必要量が保育短時間になった場合等)
- ☐ 申込みにあたり虚偽の申請を行った場合
- ☐ 利用コースの変更を伴う転園となった場合

5. その他

- ☐ 送迎保育利用前に、送迎保育ステーションで開催する説明会にご参加いただかないと、送迎保育を利用することはできません。
- ☐ 送迎バスには運転手、保育士1名が同乗します。車内において個別の支援が必要となる場合には、安全を考慮しバス利用をご遠慮いただくことがございます。
- ☐ 送迎保育ステーションの利用状況に応じて、延長保育の利用申込みをしてください。
- ☐ 指定保育所又は送迎保育ステーションのいずれか一方でも、感染症等が発症した場合は登園できない場合があることをご了承ください。
- ☐ お休み、遅刻や早退をする場合は、必ず指定保育所、送迎保育ステーションの両方に連絡してください。
- ☐ 感染症による登園停止から復園される場合、指定保育所、送迎保育ステーションの両方に登園届、意見書を提出してください。(コピー可)
- ☐ 同一コース内での転園となった場合、送迎保育継続利用にあたって再審査を行いますので、改めて申請書類をすこやか課へ提出してください。
- ☐ 名簿作成等のため保護者及び児童の氏名、住所等の個人情報について、すこやか課、指定保育所及び送迎保育ステーション間で共有しますので予めご承知置き下さい。
- ☐ 送迎状況確認のため、勤務先に就労時間等を確認する場合があります。
- ☐ 指定保育所と送迎保育ステーション間の保育は、社会福祉法人千葉学園が行います。
- ☐ 保育施設新規入所決定月の翌月から利用申込が可能となります。(※4月入所決定者は除く)

同 意 書

送迎保育利用にあたっての留意事項を確認し、同意のうえ、送迎保育利用を申込みます。

年 月 日

保護者署名